

西洋形船水先免状規則（明治九年布告第百五十四號）抄

第十八條 内務省ニ於テ免許水先人其本分ノ職務ニ堪サルカ若クハ亂醉又ハ不行跡アルカ或ハ故ナクシテ其職務ヲ執ル事ヲ嫌ヒ若クハ之ヲ怠リタル事アリト思惟スル時ハ同省ヨリ其掛リノ吏員ニ命シテ之ヲ審按責問セシメ而シテ其犯状明瞭ナルニ於テハ其案情ニ隨ヒ其執業ヲ暫時停住シ或ハ其免状ヲ取上ル事アルヘシ

西洋形船水先免状規則（改正）（明治十一年布告第三十七號）抄

第二十三條 内務省ニ於テ免許水先人其本分ノ職務ニ堪サルカ若クハ亂醉又ハ不行跡アルカ或ハ故ナクシテ其職務ヲ執ル事ヲ嫌ヒ若クハ之ヲ怠リタルコトアリト思惟スル時ハ同省ヨリ吏員ニ命シテ之ヲ審問セシメ其情状ニ隨ヒ其執業ヲ停止シ或ハ其免状ヲ取上クヘシ

水先法（明治32年法律第63号）抄

第十九條 水先人其ノ業務ニ従事スルニ當リ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テハ海員審判所ハ裁決ヲ以テ之ヲ懲戒ス

- 一 過失、懈怠又ハ不當ノ行為ニ因リ船舶ニ損害ヲ加ヘ又ハ之ヲ沈没セシメタルトキ
- 二 過失、懈怠又ハ不當ノ行為ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタルトキ
- 三 業務ヲ怠リ又ハ業務上ノ義務ニ違反シタルトキ
- 四 亂醉、粗暴其ノ他ノ先行アリタルトキ

水先人組合ニ屬スル水先人其ノ組合規約中命令ノ規程ニ依リ懲戒ニ付スヘキ事項ニ違反シタルトキ亦前項ニ同シ

第二十條 前條ニ依リ審判ニ付スヘキ事件ノ管轄ハ其ノ水先人ノ住所ヲ管轄スル地方海員審判所ニ屬ス前項ノ事件海員懲戒法ノ規定ニ依リ審判ニ付スヘキ事件ト關聯スルトキハ前項ノ管轄ハ海員懲戒法ニ依ル事件ヲ管轄スル地方海員審判所ニ屬ス

第二十一條 水先人ノ懲戒ニ關シ此ノ法律ニ規定ナキモノニ付テハ海員懲戒法ノ規定ヲ準用ス